

児童発達支援事業所における区・支所単位での総量規制導入について

児童福祉法に定める障害児通所支援に関して、本市では、放課後等デイサービスについて、事業所の急増に伴う地域偏在の解消や支援の質の向上に取り組むため、令和元年度から、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない「総量規制」を導入するとともに、事業所への巡回指導や研修を行う「放課後等デイサービス支援事業」を実施しています。

一方で、主に小学校入学前の児童への支援を行う児童発達支援についても、ここ数年で事業所数が増加しており、事業所の地域偏在や療育経験の浅い事業者の参入に伴う支援の質の向上が課題となっています。

については、児童発達支援について、区・支所単位での総量規制を導入すること等により、事業所の地域偏在を解消するとともに、支援の質の向上に取り組んでまいります。

1 本市の児童発達支援の状況

- ・ 平成24年度の制度創設以来、事業所数は増加を続けており、特に放課後等デイサービスへの総量規制を導入した令和元年度以降、児童発達支援のみを提供する事業所が急増（R1：11か所→R4：25か所）しています。
- ・ また、事業所における支援の質について、現時点で重大な処分事案等が生じている状況ではありませんが、療育経験の浅い事業者が参入していることから、支援の質の向上が課題となっています。
- ・ 一方、支給決定者数についても増加が続いているものの、事業所数と比べると増加の幅は小さく（H30末：2,324人→R3末：2,495人）、さらに今後は出生者数の減少に伴い、利用者数の伸びが落ち着くことも予想されます。

（参考：児童発達支援における事業所数の推移） ※数字は4月1日時点（令和5年3月1日時点を除く。）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R5.3
事業所数	18	19	21	26	33	43	49	51	61	69	73	78
児童発達支援センター	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
児童発達支援事業所※	9	10	12	17	24	34	40	42	52	60	64	69
（うち、児童発達支援のみを提供する事業所）	0	2	2	3	4	5	7	11	13	19	25	28

※ 放課後等デイサービスとの多機能型事業所を含めた合計

（参考：児童発達支援における支給決定者数の推移）

※数字は年度末時点

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
支給決定者数	1,119	1,437	1,602	1,821	1,996	2,269	2,324	2,397	2,442	2,495

2 区・支所単位での総量規制について

(1) 概要

障害児福祉計画（以下「計画」という。）に定める児童発達支援の必要量の見込み（R5年度：15,036人日／月（定員10名で約66箇所相当））を基に、サービス供給量が必要量の見込みを上回る区・支所（以下「規制の対象となる区・支所」という。）での事業所の指定を制限し、サービス供給量が不足している区・支所での新規の事業所指定を公募により計画的に行うことで、事業所の地域偏在を解消し、支援を必要とする児童がより身近な地域で支援を受けられるよう取り組みます。

(2) 総量規制の考え方について

ア 放課後等デイサービスの場合と同様、年度ごとに区・支所単位のサービス需給の状況を把握し、必要量の見込みに到達している区・支所については、新規の事業所指定を制限します。

イ また、規制の対象とならない区・支所については、計画に定める各年度のサービス必要量の見込みから指定必要量を算出し、区・支所単位での公募により計画的に事業所の指定を行います。

ウ なお、規制の対象となる区・支所であっても、京北地域や北部山間地域などの限られた地域で新規の事業所指定が必要と考えられる場合には、あらかじめ地域を明示したうえで、公募を行う場合があります。

- ・ **別紙1** 児童発達支援におけるサービス需給状況（令和5年3月時点）
- ・ **別紙2** 各年度における障害福祉サービスの必要量の見込み（第2期障害児福祉計画）

3 事業所の公募について

(1) 概要

規制の対象とならない区・支所については、区・支所単位で指定必要量を設定し、公募を行います。

(2) 公募の対象について

ア 新たに事業所を開所する場合（多機能型事業所への転換を含む。）

イ 定員を増やす場合

ウ 事業所を移転する場合（なお、同一法人による同一の区・支所管内への事業所移転は対象外とします。）

エ 法人を変更する場合

(3) 対象となるサービス

児童発達支援事業所（主として重症心身障害児を通わせる事業所、児童発達支援センターは対象外とします。）

(4) 実施時期

令和5年度の開所分から年1回実施します（令和5年7月頃に公募開始予定）。

なお、令和5年度に限り、第1回の公募申込開始までに事前相談を終えている案件については、上記に関わらず、従来の審査手順による事業所指定を行います。

(5) 事業所の選定について

応募数が指定必要量を下回った場合には、条例等に定める基準を満たすことを前提に、全ての事業所を選定します。

指定必要量を上回る応募があった場合には、はぐくみ推進審議会に設置する部会において選定を行うこととし、より質の高い支援を提供する事業所の選定に努めます。

(6) 選定後の指定審査（実地研修の導入）について

療育経験の浅い事業者に対する支援の質の向上を図るため、公募で選定した事業所に対し、指定審査の一環として、実地研修を受講させる旨の手順を新たに設けます。

ア 実地研修の受講対象

開所予定の事業所で従事する職員（児童発達支援管理責任者、児童指導員等）

イ 実地研修の実施機関

市内の児童発達支援センター（こぐま園、うさぎ園ほか）

ウ 実地研修の内容

受講者は、4週間（過去の療育経験等に応じて週1～3回）程度、実施機関において実際の療育支援に従事し、現場での経験を通じて本人支援・保護者支援等に関する技能の習得を図ります。

(7) その他

放課後等デイサービスについて、総量規制の導入後3年が経過し、地域偏在が概ね解消されるとともに、今後、障害児福祉計画で定めるサービス必要量についても増加が落ち着く見込みであることから、公募の実施回数を現在の年2回から年1回へと変更します。

4 今後のスケジュール

	児童発達支援	放課後等デイサービス
R5. 3月		選定結果の通知 (R5. 4~9月開所分)
4月	従来の審査手順 による事業所指定	順次、指定申請 (~R5. 9迄に開所)
5月		
6月		
7月	指定必要量 (R5年度開所分) 公表 公募申込受付開始	
8月		
9月	公募申込〆切 審査、選定結果の通知	
10月	順次、指定申請 (~R6. 3迄に開所)	
11月		
12月	実地研修を受講 (4週間程度)の うえ、新規開所	指定必要量 (R6年度開所分) 公表 公募申込受付開始
R6. 1月		
2月		公募申込〆切 審査
3月		選定結果の通知

児童発達支援におけるサービス需給状況

1 事業所数※1 及び支給決定者数※2（令和5年3月時点）

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	合計
事業所数	7	4	6	7	2	3	5	1	12	7	2	9	3	1	69
うち多機能型	5	3	5	1	2	2	2	0	9	4	2	5	1	0	41
うち重心型	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	5
定員	65	40	60	70	20	30	45	10	115	65	15	90	30	10	665
支給決定者数	227	131	242	213	33	198	125	179	414	183	87	284	117	62	2,495

※1 事業所数は、児童発達支援センターを除く数

※2 支給決定者数は、令和4年3月末時点の数

2 障害児福祉計画に定めるサービス必要量の見込み※1 とサービス供給量※2 の比較（令和5年3月時点）

	北	上京	左京	中京	東山	山科	下京	南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐	合計
必要量（R5）	1,368	789	1,458	1,284	199	1,193	753	1,079	2,495	1,103	524	1,712	705	374	15,036
供給量（R4）	1,382	567	1,205	1,863	412	967	1,064	555	2,295	1,351	292	1,895	727	325	14,899
必要量－供給量	△14	223	254	△579	△214	226	△311	524	200	△248	233	△183	△22	49	137

※1 障害児福祉計画に定めるサービス必要量の見込みを各区・支所単位で按分して算出（単位：人日）

※2 サービス供給量は、事業所毎に開所日数・利用状況等を積み上げて算出（単位：人日）

なお、児童発達支援センターについては、当該区・支所以外からの利用状況も加味してサービス供給量に反映

(第2期障害児福祉計画)
各年度における障害福祉サービスの必要量の見込み

(7) 障害児支援

(上段：利用者数，下段：延べ利用日数（1月当たり）)

区 分	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	3,157人	3,221人	3,324人	3,431人	3,540人	3,654人	3,770人
	37,478人日	38,652人日	39,888人日	41,172人日	42,480人日	43,848人日	45,240人日
児童発達支援	2,200人	2,354人	2,429人	2,506人	2,586人	2,668人	2,752人
	11,514人日	14,124人日	14,574人日	15,036人日	15,516人日	16,008人日	16,512人日
障害児相談支援	87人	173人	203人	234人	241人	249人	257人
障害児入所施設	55人	47人	47人	47人	47人	47人	47人
医療型児童発達支援	0人	89人	92人	95人	98人	101人	105人
	0人日	534人日	552人日	570人日	588人日	606人日	630人日
保育所等訪問支援	26人	60人	60人	60人	60人	60人	60人
	19人日	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
居宅訪問型 児童発達支援	4人	25人	25人	25人	25人	25人	25人
	7人日	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネ ーター	9人	20人	20人	20人	20人	20人	20人

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、必要量の見込みを超える場合には、児童福祉法第21条の5の15に基づき、事業所指定を行わない場合があります。